

水の恵みを未来へつなぐ交付金交付要綱

新 旧 対 照 表

新	旧
第1～第4 (略) (交付期間) 第5 この交付金の交付期間は、令和元年度から令和<u>7</u>年度までとする。 (交付額) 第6 交付金の交付額は、一の市町村に対し、第5に掲げる交付期間中につき、1,000万円を限度として交付を受けることができるものとする。 第7～第20 (略)	第1～第4 (略) (交付期間) 第5 この交付金の交付期間は、令和元年度から令和<u>6</u>年度までとする。 (交付額) 第6 交付金の交付額は、一の市町村に対し、第5に掲げる交付期間中につき、1,000万円を限度とし、<u>3年間まで分割して</u>交付を受けることができるものとする。 第7～第20 (略)